

「分類の基準」(3)原材料の種類、性質の「性質」を削除することの妥当性について
(「性質」の削除を妥当とする分類の例)

中分類項目名	現行JSICにおいて 採用している分類基準	細分類項目名	現行JSICにおいて 採用している分類基準
<p>大分類E－製造業</p> <p>中分類14 パルプ・紙・紙加工 品製造業 中分類17 石油製品・石炭製品 製造業 中分類18 プラスチック製品製 造業（別掲を除く） 中分類19 ゴム製品製造業</p> <p>中分類20 なめし革・同製品・ 毛皮製造業 中分類21 窯業・土石製品製造 業 中分類22 鉄鋼業 中分類23 非鉄金属製造業</p> <p>中分類24 金属製品製造業</p>		<p>大分類E－製造業 中分類13 家具・装備品製造業 小分類131 家具製造業</p> <p>1311 木製家具製造業（漆塗りを 除く）</p> <p>1312 金属製家具製造業</p> <p>1313 マットレス・組スプリング 製造業</p> <p>中分類19 ゴム製品製造業 小分類192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業</p> <p>1921 ゴム製履物・同附属品製造 業</p> <p>1922 プラスチック製履物・同附 属品製造業</p> <p>中分類23 非鉄金属製造業 小分類235 非鉄金属素形材製造業</p> <p>2351 銅・同合金鋳物製造業（ダ イカストを除く）</p> <p>2352 非鉄金属鋳物製造業（銅・ 同合金鋳物及びダイカスト を除く）</p> <p>2353 アルミニウム・同合金ダイ カスト製造業</p> <p>2354 非鉄金属ダイカスト製造業 （アルミニウム・同合金ダ イカストを除く）</p> <p>2355 非鉄金属鍛造品製造業</p>	
	(3) 原材料の種類及び性質		(3) 原材料の種類及び性質
	左記中分類は原材料の種類の違いで分類していると考えられ、上記分類基準から「性質」を削除しても問題ないと考えられる。		木と金属は原材料の種類で分けているものであり、上記分類基準から「性質」を削除しても問題ないと考えられる。
			ゴムとプラスチックは原材料の種類で分けているものであり、上記分類基準から「性質」を削除しても問題ないと考えられる。
			銅・同合金とこれらを除く非鉄金属は原材料の種類で分けているものであり、上記分類基準から「性質」を削除しても問題ないと考えられる。
			アルミニウム・同合金とこれらを除く非鉄金属は原材料の種類で分けているものであり、上記分類基準から「性質」を削除しても問題ないと考えられる。

なお、分類基準の該当作業は、現行の日本標準産業分類における全ての小・細分類で行った。